

非常変災等の緊急事態における措置について(お願い)

平素は、本校教育に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、台風や異常気象等の自然災害や緊急事態の場合の休校等の措置について、下記の通りとしますので、ご確認ください。ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いします。

記

【大雨、暴風、大雪等の場合】

1. 当日、午前7時の時点で滋賀県（甲賀地域を含む）に
「特別警報（警戒レベル5相当）」 または 「危険警報（警戒レベル4相当）」

「暴風を含む警報」が発表されている時は臨時休業とします。

- ・テレビ、ラジオの放送等に注意してください。
 - ・臨時休校になった場合は、各家庭で安全な生活を送るようご指導ください。
 - ・台風が去っても河川は増水しています。各家庭で「どのような危険が、どのようなところに隠されているか等」を子どもさんの年齢に合わせてご指導ください。
2. 午前7時に暴風警報等が発表されていなくても、各地区各家庭で子どもを登校させることが危険と判断される場合は、自宅待機させ学校と連絡をとってください。
 - ・平常登校措置の場合は、原則として「すぐーる」等の案内はありません。
 - ・午前7時以前に、上記の警報が予想される場合には臨時休校になることがあります。その際には、「すぐーる」等で連絡させていただきます。
 3. 学校へ登校後、暴風警報等の発表があつたり、発表が必至と判断した場合は下校措置をし、安全に十分配慮した下校指導を行います。このような状況が予想される時は、帰宅にそなえた準備をしてください。また、登校後、特別警報（警戒レベル5相当）または危険警報（警戒レベル4相当）が発表された場合は、同様の対応とします。

【地震発生時の場合】

4. 前日の午後5時から当日の午前7時までに甲賀市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、市内全小中学校は臨時休業とします。

【その他】

5. 緊急時の学校への電話は、混乱を起こします。PTA支部長さん等、各地区代表の方が連絡をとるようにお願いします。